

令和4年4月15日

令和4年第4回

# 農業委員会総会議事録

[ 総 会 ]

岩国市農業委員会

# 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和4年4月15日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番 小林 増次	2番 片山 剛	3番 松宮 榮昭
4番 隅 ふじ江	5番 藤中 京子	6番 小川 栄太郎
7番 上尾 家隆	8番 藤本 哲	9番 中尾 正浩
10番 黒崎 友美	11番 塚田 由美子	12番 原田 孝親
14番 藤村 浩司	15番 刀裨明 薫	16番 森川 稔己
17番 清弘 進	18番 梅川 仁樹	

3 本日の総会に欠席した委員

13番 林 聖文	19番 常藤 隆彦
----------	-----------

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長 有馬 秀樹	次長 後 詳子
事務局 上田 直美	由宇支所 小池 泰弘
周東支所 金子 健太郎	美和支所 石川 育代
錦支所 大谷 彰弘	

5 会長は午前10時00分、委員総数19名の内17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

3番 松宮 榮昭	4番 隅 ふじ江
----------	----------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第16号 農地法第5条の規定による事業計画の変更の承認申請について  
議案第17号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について  
議案第18号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4 農地所有適格法人報告書の提出について
- 5 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について
- 6 現況証明

7 議 事  
議 長

それでは、ただ今より令和4年第4回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、17名の出席で所定の出席委員がおりますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、3番 松宮榮昭委員 と4番 隅ふじ江委員 を指名いたします。  
よろしくお願いいたします。

では、「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

では、1番を事務局より説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑および田。面積は、188㎡ほか、5筆で、合計2,281㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規農業開始です。権利の種類は所有権の移転です。  
これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

では、担当の刀裨明委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

それでは、追加説明いたします。申請地は、二鹿野外活動センターの東、約400mの場所に位置する農地です。

譲渡人は、家屋と農地を相続したものの、地元に住んでおらず、また農業経験もないことから、維持管理が困難な状況にあった為、かねてより売却を考えていたとのことです。譲受人は、本申請地に付随する土地家屋を購入したことに伴い、建物に隣接する本農地を一体的に管理し、効率的な営農を図るため、買い取ることにしたものです。申請地は譲受人の現居住地から約25kmの地点にあり、当面は通いで耕作となりますが、居宅のリノベーションが完了次第、定住する予定とのことです。

4月7日に事務局の方に同行いただき、調査項目に従い現地調査を行いました。現在一部、荒廃している部分もありますが、今後、徐々に、耕作可能な農地に復旧していくとのことであり、また、下限面積も満たしております。新規農業開始ということになりますが、近隣農家の協力も得られる見通しで

あり、特に支障となる点はなく、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がございませぬので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田および畑。面積は1,646㎡ほか、1筆で、合計2,322㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしてございませぬ。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願ひします。

第 9 番

はい、それでは追加説明をいたします。申請地は岩国市地方卸売市場から北へ500mほどの場所に位置してございませぬ農地です。

譲渡人が、労力不足ということで、譲受人は広域な栽培をしてございませぬ、経営規模の拡大を考えていたところに、譲り受けることとしたものでございませぬ。譲受人はこの地域で、レンコン栽培の農業経営を行ってございませぬ、所有する農地の下限面積も、要件を満たしてございませぬ。

4月4日に、調査項目に従ひ現地調査を行いましたが、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまのご説明について何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がございませぬので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は1,142㎡ほか、2筆で、合計2,798㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は所有権の移転です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしてございませぬ。

では、担当の片山委員、追加説明をお願ひします。

第 2 番

はい、説明します。申請地は周東総合支所から、西へ約 770m にあります。譲渡人は、相続により申請地を入手しておりましたが、県外に住んでおり、高齢でもあり、耕作出来ないことから、譲り渡すこととしました。譲受人は、父の営むガソリンスタンド及び農業経営を共に手伝っており、スタンド業界も先が見通せないことから、農業経営の規模の拡大を図りたいと譲受人の要望に応じ、購入を決めたということでもあります。通作は 1.1km にあり、すでに 60a 経営しており、農機具も揃い、経営拡大には何ら支障のないものと思われま

す。事務局と 4 月 6 日、調査項目に従い調査いたしましたが、何ら問題はないと思われま

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3 番を許可することを決定します。

次に、4 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、1,761 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は所有権の移転です。

これは、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

説明をいたします。申請地は、周東総合支所より南東へ約 8.5km、旧祖生東小学校より東へ 300m、島田川沿いに位置しております。

譲渡人は相続により、申請地を取得いたしましたが、遠方に居住しており管理することが困難である為、譲渡を希望しておりました。譲受人は、本格的に農業に従事するため、農地の拡大を考えていたところ、譲渡人からの申し出があり、応じることとした、ということです。自宅のすぐ隣の圃場であり、耕作に大変便利であること、畑として利用し、スイートコーン、ブロッコリーを栽培する予定である、ということです。

去る 4 月 5 日、支所担当者との現地調査をし、調査項目に従い調査しましたが、特に問題はないと思われま

議 長

ただいまの説明について何かご意見等はございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に5番、6番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いませんがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について事務局より議案説明してください。

事務局

5番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田および畑。面積は451㎡ほか、4筆で、合計3,367㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規農業開始です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

6番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は564㎡ほか1筆で、合計907㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規農業開始です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第12番

それでは追加説明します。申請地は、美和総合支所から北北東に約3.5km、県道岩国佐伯線のところに位置する農地です。地目は、田、及び畑です。

譲渡人は、兄弟で相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しており、農地を維持することが困難であり、隣接する住宅と共に農地の有効活用をしてくれる方を探しておりましたところ、譲受人との話がまとまったとのことです。譲受人は、以前から農業に興味があり、仕事が一段落したこともあり、就農を決意し、申請地近くの家を含め、今後一体的な管理が見込まれます。

4月8日に、事務局と共に、調査項目に照らし合わせて現地調査を行うと、いずれの項目も問題になる点はなく、許可相当と思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

議長

(異議なし)

異議がありませんので、5番、6番の2件を許可することを決定します。

次に「議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について」を

上程します。

では、1番を、事務局より議案説明してください。

事務局

説明の前に、議案の訂正がございます。真ん中辺、転用目的、施設の概要欄に記載漏れがありました。今、太陽光発電設備とあるところの下に、「発電出力 49.5kw」と加筆をお願いいたします。お詫びして訂正いたします。では、説明いたします。

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、496㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電システムの設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

はい、説明します。申請地は、周東総合支所から南東へ約1.4kmに位置します。申請人は、自宅前の休耕地を有効利用するため、太陽光発電に参入することを決め、申請に至りました。整地はありますが、造成等はありません。雨水は自然流下で、農業用排水路へ流すということです。

4月6日、支所事務局と、調査項目に従い調査しましたが、周辺農地への影響もなく、許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いたします。パネル数は210枚です。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑および田。

面積は、158㎡ ほか2筆で、合計798㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、作業場・資材置き場・駐車場です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

はい、それでは追加の説明をいたします。申請地は岩国市師木野出張所から西、玖珂方面であります。1.7Kmの場所に位置している、欽明路バイパス沿いの下ですね、旧道側にある農地であります。

譲渡人は、数年前まで水稻を作っておりましたが、今日では高齢にもなり、農地を管理出来なくなっていました。譲受人は、玖珂で工務店を営んでおりますが、玖珂町から市内に向かう旧道であります。県道15号線沿いにある土地で、交通の便が良く、作業用の建設資材置き場の設置が可能な土地を探していたところ、売買の話がまとまったとのことであります。

4月12日に調査項目に従って現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書も確認いたしました。周辺、周辺と言いましても、今の図の右上の方であります。隣が栗園になっておりますが、これも譲渡人の農地であります。これらへの影響もなく、5条許可は適当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑、現況、荒廃。

面積は、198㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、自己用住宅の建設です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、鉄道の駅から300m以内に位置する第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

はい、それでは説明をいたします。本申請地につきましては、由宇総合支所より、南に約5Km、JR山陽本線神代駅から北東に約130mに位置する農振地域内、農用地外の第3種農地で、国道188号線沿いにある農地であります。

譲渡人は、高齢となり、後継者もなく、農地の維持管理が困難となったことから、農地を宅地として、譲り渡したいと思っておりました。譲受人は、

現在、家族と一緒に暮らしておりますが、独立をしたいと考えており、住宅を建てるための土地を探していたところ、今回、JR 神代駅近く、交通の便の良い場所に適当な土地があることから、譲受人から、申請地に自己用住宅を建築したいとの申し出があり、所有権の移転による転用申請に至ったものです。

3月24日、松宮委員及び事務局と共に、調査項目に従いまして、現地調査を行ったところ、農地は1年前に宅地造成されており、この無断転用に対しては、始末書の提出がありました。その他、特に問題となる点はなく、許可相当と思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

こちらでも説明の前に、追加をお願いいたします。先ほどと同じく、施設の概要欄のところに、「発電出力 49.5kw」が抜けておりました。大変失礼いたしました。説明に入ります。

3番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は313㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電システムの設置です。権利の種類は所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

また本議案は、のちにご審議いただきます議案第16号1番との関連になります。

では、担当の常藤委員が欠席のため、事務局担当職員、金子主事が追加説明をします。

事 務 局

常藤委員から説明文を預かっておりますので、説明します。

補足説明をいたします。申請地は周東総合支所より、西へ約2.9kmに位置する農地で、前年10月の総会で承認された、後で説明する計画変更の案件のすぐ西側の場所になります。今回、計画変更の土地と一体的に使って、太陽光事業をするものです。北は国道2号線、南は末石川、西は農道、東は自社所有の予定農地で、何の問題もなく、去る4月7日、担当事務局の金子氏

と現地調査をいたしました。調査項目に従い調査いたしましたが、何の問題もなく許可相当を判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は504㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、自己用住宅の建設です。権利の種類は所有権の移転です。

農地区分は、一団の農用地内に位置する第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

はい、追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より、南東に約1.6kmに位置している農地です。

譲渡人は、県内在住ではありますが、遠方に居住されています。転用の申し出を受け、所有する土地の中で、譲受人の生活に適し、かつ車両が侵入できる道もある、この当該地を譲り渡すこととしたものです。譲受人は、現在のアパートが手狭になったため、夫婦の勤務地にも近く、小学校、中学校も1.5km内にある申請地を選びました。なお、申請地は現在住んでいるアパートにも近く、子供が通園している保育園も変わらなくても良いため、安心しておられます。

4月6日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書、いずれも確認いたしました。周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われれます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、第1種農地となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に、「議案第16号 農地法第5条の規定による事業計画の変更の承認申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、881㎡です。申請人は記載のとおり。

変更の区分は、工事期間の延長・計画所要面積の変更です。許可後から3か月まで、計画所要面積881㎡を、先にご審議いただきました、議案第15号の3と関連しておりますが、承認後から2年までに延長し、計画所要面積を1,194㎡とするものです。

担当の常藤委員が欠席のため、事務局担当職員、金子主事が追加説明をします。

事務局

引き続き、常藤委員から説明文を預かっておりますので、説明します。

補足説明をいたします。前年10月の総会で承認された案件で、当初の計画では、パネル横3列の計画を、段差、河川側の軟弱地盤等を鑑み、今回の5条申請の案件のところと一体化した、パネル2列への計画変更を申請されるものです。許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしく願います。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので1番を承認することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

続いて「議案第17号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を上程します。

では、1番を事務局より議案説明してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、516㎡です。申請人は記載のとおり。

申請目的は駐車場です。農地区分は第2種農地です。

では、担当の刀裨明委員、追加説明をお願いします。

第15番

はい、それでは追加説明をいたします。申請地は南河内出張所から直線で、北東へ約1.65Kmのところの位置する農地です。

申請人は申請地北にある、寺の住職を務めております。現在、寺には駐車

場はあるものの、参拝や法事の際の、来客用の駐車場が不足しておりました。坂の多い土地柄もあり、寺から近い駐車場に適した土地が他になかったため、今回、変更の申し出があったものです。

4月7日に事務局の方と一緒に、調査項目に従い現地調査を行いました。申請地は公道に面した一連の土地の端にあり、隣接する農地とは、段になっており、ほぼ独立した農地であることから、農用地の利用集積等に支障はないと思われます。また、他の土地は、寺から距離があることや、車両が侵入出来ない等、駐車場として使用することが難しいことから、今回の当該地変更の申し出は、問題はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を適格と認め、市長に回答します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は、3,097㎡の内、4㎡です。申請人は記載のとおり。

申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は第2種農地です。

なお、本件は、認定電気通信事業者が行う、携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を適格と認め、市長に回答します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 玖珂地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は、2,389㎡ほか1筆で、合計3,517㎡です。申請人は記載のとおり。

申請目的は資材置き場です。農地区分は第2種農地です。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第14番

はい、それでは追加の説明をいたします。申し出地は、玖珂支所奏より、南南東へ約1.5Kmのところの位置している農地です。

申し出者は高齢となつてきており、後継者もないので、建設業を営む知

人に、資材及び、車両等の置き場として貸し付けたいとのことです。

3月30日に、事務局職員と現地調査をいたしたところ、西側の隣接の農地が、無断で2mから3m程度埋め立てられておりました。(パワーポイントの)●●番●の文字のところですか。この件については、担当部署が対処していくことになっております。調査項目に従って調査いたしました。申し出地を農振除外しても問題はないと思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を適格と認め、市長に回答します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は田、現況、荒廃。

面積は、225㎡です。申請人は記載のとおり。

申請目的は、宅地の敷地拡張です。農地区分は、第2種農地です。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

はい、説明します。申し出地は、周東総合支所から、西へ約900mに位置します。この案件は、すでに、敷地拡張、宅地に無断転用された土地が判明し、整備計画の変更を申し出たものです。平成12年4月、申し出人が相続する以前に、外にあった風呂を内風呂にと、増改築されたということで、始末書が添付されています。

4月6日、支所事務局と調査項目に従ひ、調査いたしました。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を適格と認め、市長に回答します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は、918㎡です。申請人は記載のとおり。

申請目的は、資材置き場です。農地区分は、第2種農地です。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

はい、説明をいたします。申請地は、周東総合支所より、南東へ約 5.4km。祖生落合から、柳井市伊陸へ抜ける農道沿いに位置しております。

申請地は以前より休耕しており、申し出人も、年齢的にも管理がなかなか難しくなってきたところ、建設会社を営む知人から、資機材の置き場として利用したい、との申し出がありましたので、利用管理してもらう為の、農振除外の申請をするものです。申請地は道路に面した農地で、近隣に農地はなく、支障はないものと思われます。

去る 4 月 5 日、支所担当者と現地調査をしましたが、特に問題はないと思われ、許可相当と思われます。審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5 番を適格と認め、市長に回答します。

次に、6 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6 番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。

面積は、214 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。

申請目的は、メダカの養殖場です。農地区分は、第 2 種農地です。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

説明をいたします。申請地は周東総合支所より、南東へ約 5.2km。祖生小学校すぐ北側に位置する農地です。

申請地及び宅地を、相続により、申し出人は取得をいたしました。宅地は今そこの、黄色の枠の中ですが、そこは宅地だったのですが、あれは、売却をいたしました。買い手の所有者が、メダカの養殖をしたいということなのですが、宅地も含めて、申請地でメダカの養殖をしたいという申し出があつて、周辺農地にも影響がないと判断し、申請地の農振除外を申請するものです。申請地は以前より、不作付地で、宅地の売却により、入り口もない状態です。宅地の所有者が管理していただけるのが、最適と思われます。隣接の農地、畑が少しあるのですが、家の前に。そこの所有者からも、同意書もいただいております。

去る 4 月 5 日、支所担当者と現地調査をしましたが、特に問題はないと思われますので、許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

第 3 番

はい、初めての例でちょっと、許可とは関係ないのですが、養殖場の扱いについてちょっとお伺ひしたいと思うのですが。登記上の問題、あるいは農

地になるのかどうかということについて。

事務局 回答については、また後日ということで。宿題にさせていただきます。

議長 今回の件については宿題として扱わせていただきます。  
そのほか、ご意見等ありませんか。

異議がありませんので、6番を適格と認め、市長に回答します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事務局 説明の前に、議案の訂正をお願いいたします。この7番、8番なのですが、備考欄の担当農業委員の氏名が間違っておりました。7番については、●●●●委員、8番については、●●●●委員が正しいものとなります。訂正してお詫びいたします。

7番 錦地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田、現況、畑。  
面積は、369㎡の内、2.25㎡です。申請人は記載のとおり。  
申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は第2種農地です。  
なお、本件は、認定電気通信事業者が行う、携帯電話基地局の設置であり、  
転用の許可を要しないこととなっております。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を適格と認め、市長に回答します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事務局 8番 錦地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田、現況、畑。  
面積は、366㎡の内、2.25㎡です。申請人は記載のとおり。  
申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は第1種農地です。  
なお、本件は、認定電気通信事業者が行う、携帯電話基地局の設置であり、  
転用の許可を要しないこととなっております。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を適格と認め、市長に回答します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事務局

9番 錦地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田、現況、畑。  
面積は、2,109 m<sup>2</sup>の内、1 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。  
申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は第1種農地です。  
なお、本件は、認定電気通信事業者が行う、携帯電話基地局の設置であり、  
転用の許可を要しないこととなっております。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を適格と認め、市長に回答します。

次に、10番を事務局より、議案説明してください。

事務局

10番 錦地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。  
面積は、224 m<sup>2</sup>の内、1 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。  
申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は第1種農地です。  
なお、本件は、認定電気通信事業者が行う、携帯電話基地局の設置であり、  
転用の許可を要しないこととなっております。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を適格と認め、市長に回答します。

次に、11番を事務局より、議案説明してください。

事務局

11番 美和地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。  
面積は、1,984 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。  
申請目的は、山林転換で、スギ・ヒノキの植林です。  
農地区分は、第2種農地です。  
では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

追加説明します。当該地は、美和総合支所より、北東へ約7.2kmに位置した農振農用地区域から除外後に、農地区分は第2種となる農地です。  
申し出の経緯についてですが、申請地は市道と山林に挟まれ、集会所に隣

接した土地で、隣接地も長年、耕作放棄されています。申請人は遠方に居住しており、今後においても農地として適正に維持管理していくことは困難な状況です。地元自治会に相談したところ、自治会としても、集落の景観、形成維持のために、必要と判断して自治会で協議した結果、山林として維持管理することになりました。そこで、自治会は申請地を譲り受け、植林し、山林とする計画であり、この農地を、農振農用地区域から除外することとしたものです。

4月5日に事務局と共に、調査項目に従い現地調査を行ったところ、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れもなく、農振農用地利用計画の変更除外をすることは適当であると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、11番を適格と認め、市長に回答します。

次に、12番、13番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について事務局より議案説明してください。

事 務 局

12番 美和地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。  
面積は、1,294㎡ほか1筆で、合計1,706㎡です。申請人は記載のとおり。  
申請目的は、農用地区域への編入です。農地区分は、第1種農地です。

13番 美和地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。  
面積は、631㎡です。申請人は記載のとおり。  
申請目的は、農用地区域への編入です。農地区分は、第2種農地です。  
では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

追加説明します。美和総合支所より北に直線距離で約8.5kmに位置する農地です。

申し出の経緯についてですが、申請地周辺で、中山間地域等直接支払制度を活用した、集落全体での営農活動や、農地保全管理を行うにあたり、昨年度から始まりました、第5期対策に取り組むため、集落協定における活動内容や、参加農家対象農地等の範囲等を点検した際、申請地は現在、もちろん今後も継続して耕作されることが見込まれることから、集落協定に含むべき

だ、との結論に至ったところです。直接支払制度における集落協定に参加するためには、農業振興地域整備計画に含まれる農地であることが条件ですが、現在申請地は計画に含まれていないため、編入の手続きをすることとなったものです。

4月8日に事務局と共に現地に行き今後の農地利用の見込みの聞き取り等を行い、農用地利用計画への編入は適当であることを確認しましたので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、12番、13番の2件を適格と認め、市長に回答します。

次に、「議案第18号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を上程します。

では、事務局より議案説明してください。

事 務 局

農地利用最適化推進委員につきましては、前回総会において、第1区が未定となっております。その後、議案に記載のとおり応募がありましたので、委嘱してよろしいかお伺いするものです。

応募されたのは「黒石尚司」さんです。農業経営の状況としましては、耕作地約35a、錦見農業生産協同組合理事としても活動されておられるとのこと。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第18号は可決することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。面積は、228㎡のうち134㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、住宅敷地です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局 1番 岩国地区  
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、畑、現況、荒廃。  
面積は、224 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。  
転用目的は、貸駐車場です。農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事 務 局 1番 美和地区  
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。  
面積は、1,630 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。理由は合意解約です。

ほか2件、合計3件の通知がありました。

議 長 報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告してください。

事 務 局 1番 岩国地区  
報告年月日は、令和4年2月24日。法人の住所・名称は記載のとおり。  
事業年度は、6月1日から5月31日。法人形態は株式会社です。  
事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか4件、合計5件の提出がありました。

議 長 報告第5号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局 1番 岩国地区  
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。  
面積は、155 m<sup>2</sup>のうち、2.25 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。  
転用目的は、携帯電話基地局の設置です。農地区分は第2種農地です。  
権利の種類は、賃貸借権の設定です。

ほか10件、合計11件の届出がありましたが、添付書類も含め完備して

おりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長 報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局 ① 農地利用最適化推進委員委嘱式及び研修会の開催について

議長 そのほか、事務局ありませんか。

委員の皆さんからありませんか。

第3番 今、現況証明のところを見ますと、正副委員2人の氏名が記載されていますが、今後も正副2人で調査するという形、と考えたらよろしいのでしょうか。

事務局 一応、表には、正、副という形で書かさせていただいてはいますが、基本、なるべく委員1人と事務局という形の中で行います。何か特別に正副一緒に行った方がいいよ、というのがあればですね、そういう形で行いますけれども、基本は事務局と委員さん1人ということで、進めて行けたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 そのほかありませんか。

それでは、以上で本日の総会は終了いたします。

次回の定例総会につきましては、5月16日(月)午前10時から、市民文化会館、第1研修室を予定しております。今、また新型コロナウイルスの方が高止まりという形で推移しております。今後の感染症状況によりましては、開催方法や会場などが変わる可能性がありますので、よろしく願いいたします。(ウェブ会議の可能性あり)

最後に松宮委員のほうからのご意見もありましたけれども、今年度より、農地転用、または現況証明等につきましては、以前は、正、副ということで、2名で調査しておりましたけれども、1名体制と事務局ということで、体制の方を変えております。くれぐれもですね、慎重なる調査の方よろしく願いいたします。

また、冒頭で申し上げましたけれども、農作業の方も、今から本格化してきます。農機具による事故等もですね、近年多発しておりますので、くれぐれもお気を付けになって農作業の方を従事していただけたらと思います。

以上をもちまして、本日の総会は終了致します。

お疲れ様でした。

次回総会について

令和4年5月16日 月曜日 午前10時から岩国市民文化会館 1階 第1研修室。

午前10時55分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 松宮崇昭

署名委員 陽子江

